

【1999年2月22日】平成11年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る率を定める政令の制定（答申）

医療保険福祉審議会

平成11年2月22日

厚生大臣 宮下創平 殿

医療保険福祉審議会
運営部会長 塩野谷 祐一

答申書

平成11年1月21日厚生省発老第5号をもって諮問のあった平成11年度における拠出金関係政令の制定については、諮問案のとおりとすることを了承する。

高齢者に対する薬剤一部負担臨時特例措置については、平成11年度限りとし、当初の予定どおり診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制及び高齢者医療制度についての抜本改革を平成12年度に実施すべきである。抜本改革に当たっては、被保険者間の給付と負担の公平の確保を目指すべきである。

今回の臨時特例措置に伴う保険者の負担増については、精算措置を含め国においてその全額を適切に負担する措置を講ずるべきである。

なお、医療費拠出金のうち今回の臨時特例措置の実施により見込まれる医療費の波及増相当部分については、保険者に対して賦課すべきではないとの意見もあった。

また、今回の審議経過にかんがみ、今後当部会において円滑な審議が行われるよう、十分な資料の提供に配慮すべきである。